まちづくり委員会要求資料

令和８年１０月
建　　設　　局

１　京都市都市公園条例に係る過去３回の料金改定について
２　京都市道路占用料条例、京都市里道管理条例、京都市準用河川流水占用料等に関する条例に係る過去３回の料金改定の経過について
３　京都市北部周辺地域（大見地区）整備構想・京都市北部周辺地域整備拠点（大見地区）整備基本計画の概要、計画の凍結理由について

※　資料１～２の表中に記載している年は「議案を提出した年度」を記載しています。

1　京都市都市公園条例に係る過去３回の料金改定について

⑴　公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

区分			使用単位	単位	使用料（円）		
					Ｈ３０	Ｒ３	Ｒ６
公園施設の設置	土地の使用	公園施設	１平方メートル	１月	385	440	530
		仮設の公園施設		１日	115	130	160
	水面の使用	遊船	１隻	１月	4,240	4,800	5,800
		船着場	１平方メートル		115	130	160
公園施設の管理				１日	425	490	590

⑵　公園を占用し、又は利用する場合の使用料

区分		使用単位	単位	使用料（円）		
				Ｈ３０	Ｒ３	Ｒ６
電柱、支柱その他これらに類するもの		１本	１年	3,400	3,800	4,600
電線		１メートル		480	530	640
変圧塔		１基		3,100	4,400	5,300
鉄塔		１平方メートル		3,100	4,400	5,300
地下埋設物	管路	１メートル		2,000	2,100	2,500
	その他のもの	１平方メートル		2,000	2,100	2,500
郵便差出箱及び信書便差出箱		１基		－	1,800	2,200
公衆電話所				3,100	4,400	5,300
標識		１本		2,500	3,500	4,200
工事用施設及び工事用材料置場		１平方メートル	１日	115	130	160
興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	ステージ	１面	１時間	1,500	1,700	2,000
	その他の場所	１平方メートル	１日	115	130	160
業として行う写真撮影		１回	１時間	3,370	3,800	4,600
業として行う映画撮影				6,860	7,800	9,400
その他の占用又は利用		別に定める。				

２　京都市道路占用料条例、京都市里道管理条例、京都市準用河川流水占用料等に関する条例に係る過去３回の料金改定の経過について

⑴　京都市道路占用料条例関係

区　分			単　位	占用料（円）					
				Ｈ２９		Ｒ２		Ｒ５	
				市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	電柱及びその支柱類		1本につき1年	3,500	500	3,800	470	4,600	450
	電話柱及びその支柱類			2,100	290	2,200	270	2,600	260
	その他の柱類			210	29	220	27	260	26
	線類	共架電線その他上空に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	21	3	22	3	26	3
		地下電線その他地下に設けるもの		12	2	13	2	16	2
	変圧器	路上に設けるもの	1個につき1年	2,000	290	2,200	270	2,600	260
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	180	1,300	160	1,600	160
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,100	590	4,400	540	5,300	530
	郵便差出箱及び信書便差出箱			1,700	250	1,800	230	2,200	220
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	12,000	2,200	16,000	2,100	24,000	2,100
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	4,100	590	4,400	540	5,300	530
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	管路	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	86	12	92	11	110	11
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120	18	130	16	160	16
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180	26	200	24	240	24
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250	35	260	33	320	32
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		370	53	400	49	480	47
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		490	70	530	65	640	60
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		860	120	920	110	1,100	110
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,200	180	1,300	160	1,600	160
		外径が1メートル以上のもの		2,000	280	2,100	260	2,500	250
	その他のもの		占用面積1平方メ	1,200	180	1,300	160	1,600	160

				ートルにつき1年						
鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設	自動運行補助施設	導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	－	－	－	－	16	2
			その他のもの		－	－	－	－	50	5
		標示柱その他の柱類		1本につき1年	－	－	－	－	4,200	420
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	－	－	－	－	2,600	260
			地下に設けるもの		－	－	－	－	1,600	160
	その他のもの				4,100	590	4,400	540	5,300	530
アーケード				占用面積1平方メートルにつき1年	380	58	410	54	490	50
日よけ類					1,900	290	2,000	270	2,400	260
上空又は地下に設ける通路				占用面積1平方メートルにつき1年	6,200	1,100	7,800	1,000	12,000	1,100
浄化槽その他これに類する施設					4,100	590	4,400	540	5,300	530
露店、商品置場その他これらに類する施設				占用面積1平方メートルにつき1年	4,100	590	4,400	540	5,300	530
看板（アーチであるものを除く。）				表示面積1平方メートルにつき1年	7,200	1,300	7,700	1,200	9,300	1,200
標識				1本につき1年	3,300	470	3,500	430	4,200	420
旗ざお				1本につき1月	1,200	220	1,600	210	2,400	210
幕（工事用施設であるものを除く。）				その面積1平方メートルにつき1月	1,200	220	1,600	210	2,400	210
アーチ	車道を横断するもの			1基につき1月	12,000	2,200	16,000	2,100	24,000	2,100
	その他のもの				6,200	1,100	7,800	1,000	12,000	1,100
ぼんぼり	外径が1.5メートル未満のもの			1本につき1月	2,200	390	2,800	370	4,200	380
	外径が1.5メートル以上のもの				3,900	690	4,900	650	7,500	670
添加広告物				表示面積1平方メートルにつき1年	12,000	2,200	16,000	2,100	24,000	2,100
太陽光発電設備及び風力発電設備				占用面積1平方メートルにつき1年	4,100	590	4,400	540	5,300	530
工事用施設及び工事用材料				占用面積1平方メートルにつき1月	1,200	220	1,600	210	2,400	210
仮設建築物及び一時収容施設				占用面積1平方メートルにつき1月	410	59	440	54	530	50

⑵　京都市里道管理条例関係

区　分			単　位	占用料（円）					
				Ｈ２９		Ｒ２		Ｒ５	
				市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域
電柱、電線、街灯、郵便差出箱その他これらに類する工作物	電柱及びその支柱類		1本につき1年	3,500	500	3,800	470	4,600	450
	電話柱及びその支柱類			2,100	290	2,200	270	2,600	260
	その他の柱類			210	29	220	27	260	26
	線類	共架電線その他上空に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	21	3	22	3	26	3
		地下電線その他地下に設けるもの		12	2	13	2	16	2
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	1,700	250	1,800	230	2,200	220
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	4,100	590	4,400	540	5,300	530
ガス管、水管、下水道管その他これらに類する物件	管路	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	86	12	92	11	110	11
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120	18	130	16	160	16
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180	26	200	24	240	24
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250	35	260	33	320	32
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		370	53	400	49	480	47
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		490	70	530	65	640	60
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		860	120	920	110	1,100	110
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,200	180	1,300	160	1,600	160
		外径が1メートル以上のもの		2,000	280	2,100	260	2,500	250
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	180	1,300	160	1,600	160

⑶　京都市準用河川流水占用料等に関する条例関係　※　改正は２回のみ

表１　流水占用料

区　分	単　位	金額（円（年額））	
		Ｒ３	Ｒ５
鉱工業用	毎秒１リットル	5,180	5,300
その他		1,240	1,300

表２　土地占用料

区　分		単　位	金　額（円）			
			Ｒ３		Ｒ５	
			市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域
宅地、庭園及び家屋付属地		占用面積１平方メートルにつき１年	700		720	
小屋、材料置場、作業場及び荷揚げ場			930		950	
通路、橋りょう、昇降路及び舟乗降場			780		800	
桟敷、出店及び床ぎ			5,280		5,280	
管路	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	92	11	110	11
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		130	16	160	16
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		200	24	240	24
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		260	33	320	32
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		400	49	480	47
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		530	65	640	60
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		920	110	1,100	110
	外径が 0.7 メートル以上１メートル未満のもの		1,300	160	1,600	160
	外径が１メートル以上のもの		2,100	260	2,500	250
電柱及びその支柱類		１本につき１年	3,800	470	4,600	450
電話柱及びその支柱類			2,200	270	2,600	260
その他の柱類			220	27	260	26
鉄塔		占用面積１平方メートルにつき１年	4,400	540	5,300	530
舟係留			790		810	
軌条(鉄道事業法及び軌道法の規定によるものを除く。)			4,400	540	5,300	530
漁業装置			310		320	
広告用工作物		表示面積１平方メートルにつき１年	16,000	2,100	24,000	2,100
鉱泉採取施設		占用面積１平方メートルにつき１年	10,670		11,000	
耕作(竹木の植栽を含む。)			52		50	
素地のままの家畜及び家きんの飼育			104		110	
ロケーション、興行その他催物のための素地のままの占用		１時間（R4.5 以前は１回）	7,800		7,800	
農水産業のためのもの	洗い場	占用面積１平方メートルにつき１年	83		80	
	干し場		31		32	
農水産業以外のためのもの	洗い場		160		160	
	干し場		83		80	

表３　土石採取料その他の河川産出物採取料

区　分	単　位	金　額（円）	
		Ｒ３	Ｒ５
土砂、砂利、砂及びぐり石	１立方メートル	321	330
転石(1 個 50 キログラム未満のものを除く。)	１キログラム	8	8

３　京都市北部周辺地域（大見地区）整備構想・京都市北部周辺地域整備拠点（大見地区）整備基本計画の概要、計画の凍結理由について

⑴　京都市北部周辺地域（大見地区）整備構想の概要

ア　対象地域の現況

大見・尾越地区においては地区そのものが崩壊の危機に瀕しているといえる。

イ　北部周辺地域整備の基本構想

㈠　まちづくり構想と北部周辺地域の整備

過疎化が著しい北部周辺地域に焦点をあて、この地域の整備を進めていかなければならない。

㈡　整備の基本目標

・　住民が住みつづけることができる条件をつくること。

・　この地域を１４６万京都市民と地元住民のものとして発展させること。

ウ　北部周辺地域整備の手法

㈠　拠点づくり

大見・尾越地区を北部地域整備、拠点づくりの適地として選定し、施策を展開していく必要があると考える。

㈡　施設整備構想

面的に整備する区域は大きく３つのゾーン（生活基盤ゾーン（住区施設）、産業基盤ゾーン（林業・農業・畜産試験場）、広域施設ゾーン（緑地、レクリエーション、スポーツセンター））で構成する。

エ　今後の課題

㈠　具体化への方策

・　本構想に対しては全庁的に積極的な参画をすること。

・　具体化については住民意向を反映させること。

㈡　環境保全

整備計画の推進にあたっては、調査計画、設計、工事の各段階に応じて自然環境を破壊しないよう留意する必要がある。

⑵　京都市北部周辺地域整備拠点（大見地区）整備基本計画の概要

ア　拠点整備の目的

過疎化が著しい地域に焦点をあて、地域の整備を進めなければならない課題を抱えている中で、広域公園の設置が同時に過疎化再生の一環としての役割を担うものと考え、北部周辺地区に広域公園を設置しようとするもの。

イ　拠点整備基本計画の内容

㈠　基本方針

・　さまざまな需要に弾力的に対応するため、各施設は機能的に配置し、多目的な利用が可能なものとする。

・　公園全体の基調は大見の自然美と調和させ、市民の屋外におけるスポーツ、コミュニィケーションの場として工夫し、四季を通じて利用者に憩を与えるようにする。

・　地元住民が快適な生活を営むために必要な生活関連施設を整備するとともに、就業の場となるよう配慮する。

⑴　事業概要

事業名：京都市北部周辺地域整備拠点（大原大見地区）整備事業

施行場所：京都市左京区大原大見町ほか

事業の内容：拠点整備　面積１２８ha

- 広域施設ゾーン：１１１．２ha
- 住区ゾーン：１２．０ha
- 研修ゾーン：４．８ha

⑵　施設配置計画

・　広域施設ゾーン

青少年、老人、家族連れなど、多様な人々が野外スポーツに親しめる地区とし、核ゾーン、環境保全ゾーン、動的レクリェーションゾーン、静的レクリェーションゾーンに区分し整備する。

・　住区ゾーン

機能的に地域住民の生活と深くかかわる地区で、住民が快適な生活が営めるよう学校、集会所、医療機関等地区の管理中枢機能となる各種施設を整備する。

・　研修ゾーン

都会の雑とうを離れ豊かな大自然の中で、社員研修、林間学校が行えるセミナーハウス的な宿泊、学習機能をそなえた地区とする。

⑶　計画が凍結に至った経過

環境問題の観点等から反対運動が起きたことを受け、公園整備計画を凍結した。